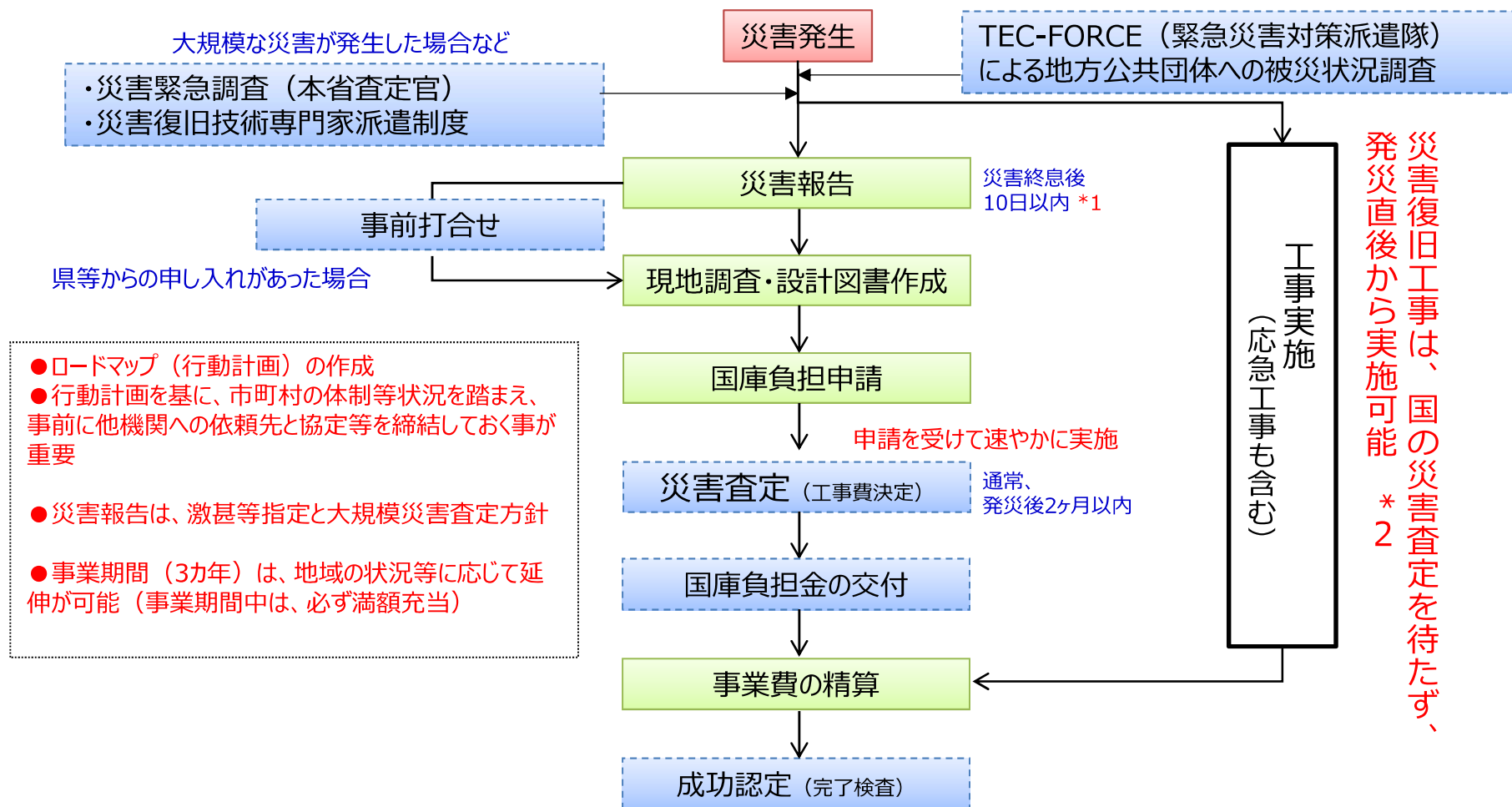


1. 令和3年発生災害の概要について
2. 新たな制度等のお知らせ
○主な運用や連絡事項等について
3. 災害復旧事業の制度
- 4. 災害復旧の主な流れと申請前の留意点**
5. 災害査定の留意点
6. 災害査定のチェックポイント
○道路災、河川災、応急工事について
7. 災害採択後の被災について(事例研究)
8. その他

災害復旧の主な流れ

- ▶ **災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能**（応急工事も災害復旧事業の対象）
- ▶ 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援
- ▶ **災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施**



- ロードマップ (行動計画) の作成
- 行動計画を基に、市町村の体制等状況を踏まえ、事前に他機関への依頼先と協定等を締結しておく事が重要
- 災害報告は、激甚等指定と大規模災害査定方針
- 事業期間 (3カ年) は、地域の状況等に応じて延伸が可能 (事業期間中は、必ず満額充当)

*1 災害終息後10日以内に概算被害額を報告。訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告。所定の期間内に報告できない場合は、防災課に連絡し別途指示を受ける。
 *2 査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況等ができる限りわかる写真を撮影しておく。

- 異常な天然現象によって、**公共土木施設に被害を生じたときは、その施設管理者は、速やかに災害の状況を主務大臣に報告する（令第5条1項）**
- 災害が発生した場合は、**調査中でも電話で一報**
- 指定市を除く**市町村は、都道府県がまとめて報告**
- **被災後10日以内**に文書で報告し、**訂正は、災害発生後1か月以内**に行う
- **期間内に報告できない場合は、その旨連絡**

原則として施設管理者の負担において施行すべきもの
主務大臣が特別の事情があると認める場合、費用の全部または一部は国庫負担の対象となる

- 応急本工事：被災前と同じ機能を復旧すること
- 応急仮工事：仮道、仮さん道、仮橋、仮締切、決壊防止仮排水施設及び仮処理施設工事（下水）

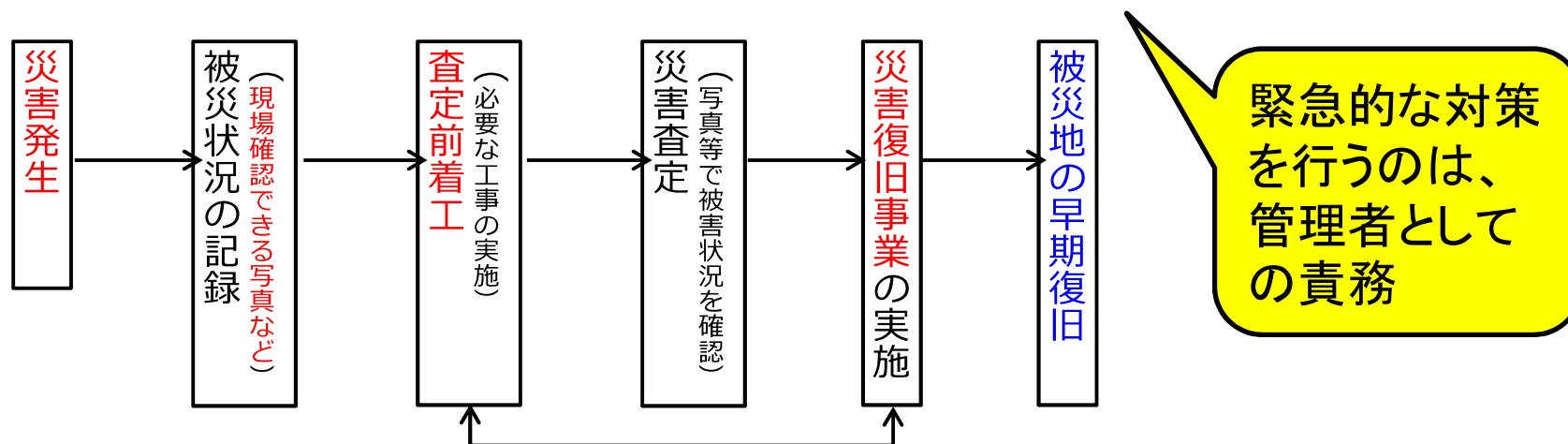
○ポイント

- 緊急性がある場合、被害が拡大する恐れがある場合
- 応急仮工事は、毎年1回程度の出水等で直ちに被災するおそれのないようなものとする
- 手戻りに要する費用は、応急工事に含めないものとする
- 実施する前に防災課の助言を受けること

査定前着工

- ▶ 査定前着工は、**施設管理者の判断で実施可能**。
- ▶ 被災された住民の方々の安心、安全のためにも迅速な対応が必要であり、応急工事や本復旧工事については、被災直後から着工可能。
- ▶ なお、災害査定前の復旧工事についても、**現場確認できる写真など被災状況を記録**しておくことで、災害復旧事業による補助対象となる。

～査定が終わるまで工事着工できないのは誤解～



査定前着工の実施事例

※負担法の適用範囲は、災害復旧事業による補助対象



道路の損傷について査定を待たずに応急工事を実施し、早期に仮設道路を設置



河岸の欠壊について、拡大防止のために大型土のうで対策を実施

〈大規模災害時〉本省査定官による災害緊急調査

- ▶ 早期に災害復旧事業に着手できるよう、本省災害査定官を現地に派遣し、災害緊急調査を実施。
- ▶ 令和3年度は、**鹿児島県**、**静岡県**、**長野県**に派遣。（R3.12月末時点）
- ▶ 災害査定官が被災箇所の現地に行き、災害復旧の迅速化に向け、**被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言**を行うとともに、**現地の状況に応じて再度災害防止のための改良復旧の提案**などを実施。



鹿児島県緊急調査



静岡県緊急調査



長野県緊急調査

《令和3年7月豪雨》

- ・鹿児島県（令和3年7月19日～21日）

《令和3年8月豪雨》

- ・静岡県（令和3年8月6日）
- ・長野県（令和3年8月26日～27日）

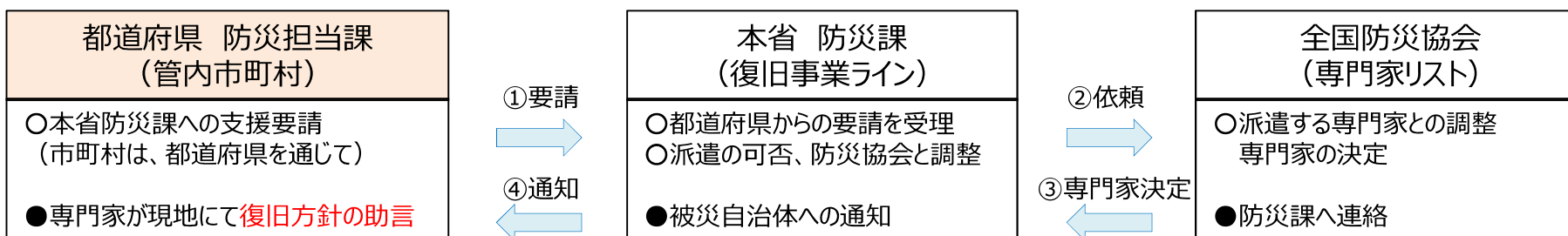

 国道135号(逢初橋)
(静岡県熱海市)

〈大規模災害時〉 災害復旧技術専門家の派遣

- ▶ 大規模災害発生時に、地方公共団体等からの要請に基づいて、（公社）全国防災協会から「災害復旧技術専門家※」を現地に派遣し、災害復旧事業の支援・助言を実施。（初回は無料）
- ▶ 令和3年は、**鹿児島県さつま町**に災害復旧技術専門家を派遣。
- ▶ 災害発生時に被災自治体が災害復旧や改良復旧の計画を立案するためのマンパワーや技術力不足を補うため、災害調査に関する支援や復旧工法に関する技術的支援に関する技術的支援などを実施。

※ 国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者で協会が認定・登録した者。

〈手順のフロー図〉



〈鹿児島県さつま町〉



被災状況調査



被災状況調査



調査報告

TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) の活動概要

- 令和3年4月現在、隊員数は約1万5千人。これまでに、**のべ約13万人・日**を越える隊員が活動。
- 令和2年度は7月豪雨や台風第10号、令和3年度は7月1日からの大雨による災害で活動し、被災地の早期復旧等を支援。
- 国土交通省ウェブサイトにおいて、TEC-FORCEの**支援内容を紹介した動画を公開**しています。

主な支援内容

▶ 防災ヘリによる広域被災調査



【令和元年東日本台風】
(長野県長野市上空)

▶ リエゾンによる技術的なサポート



【H27.5 口永良部島の火山活動】
(鹿児島県屋久島町)

▶ 排水ポンプ車による緊急排水



【H30.7月豪雨】
(岡山県倉敷市真備町)

▶ 河川、道路等の被災状況調査



【R2.7月豪雨】
(熊本県錦町)

派遣実績



紹介動画



紹介動画はこちら



<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/index.html>

〈大規模災害時〉 災害査定の効率化（簡素化）

- ▶ 被災自治体の災害査定に要する業務等を大幅に縮減し、早期に災害査定を行い、復旧事業に着手することで、被災地の早期復旧を支援するために、災害査定の効率化を実施
- ▶ 設計図書の簡素化を行って災害査定を実施した場合、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用について、災害復旧事業の対象とすることとし、査定申請時に計上可能に ※令和2年発生災害から適用

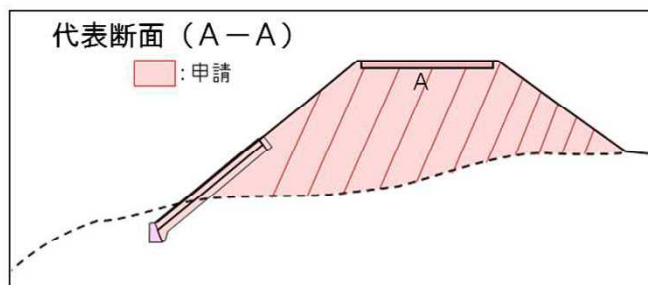
◆令和3年災に実施した災害査定の効率化（個別協議）

災害名	効率化(簡素化)項目			
	机上査定額	採択保留額	設計図書の簡素化	一箇所工事
通常の災害査定	3百万円未満	4億円未満	—	—
令和3年福島県沖地震	10百万円以下:宮城県・福島県	—	—	—
令和3年7月1日からの大雨 (7月1日～7月25日)	30百万円以下:静岡県 20百万円以下:愛知県・広島県 15百万円以下:神奈川県、鳥取県、 島根県 10百万円以下:鹿児島県	—	静岡県、愛知県、広島県、 神奈川県、鳥取県、島根県、 鹿児島県 ※早期局激指定: 測試計上可 ・島根県雲南市、飯南町 ・鹿児島県さつま町	—
令和3年8月の大雨 (台風第9号、第10号、 8月11日からの大雨)	40百万円以下:長野県 36百万円以下:広島市 30百万円以下:神奈川県 28百万円以下:青森県 23百万円以下:福岡県 20百万円以下:岐阜県、広島県、山口県 15百万円以下:長崎県 10百万円以下:島根県、佐賀県、熊本県 8百万円以下:岡山県	—	長野県、広島市、神奈川県、 青森県、福岡県、岐阜県、広島県、 山口県、長崎県、島根県、佐賀県、 熊本県、岡山県 ※早期局激指定: 測試計上可 ・島根県西ノ島町、隠岐の島町	—

▶ 災害申請時において、設計書に添付する書類のうち、**（１）平面図、（２）断面図、（３）写真の取扱いを効率化（簡素化）**することによって、準備時間の縮減や作業量の軽減を図ることが出来ます。

イメージ

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合

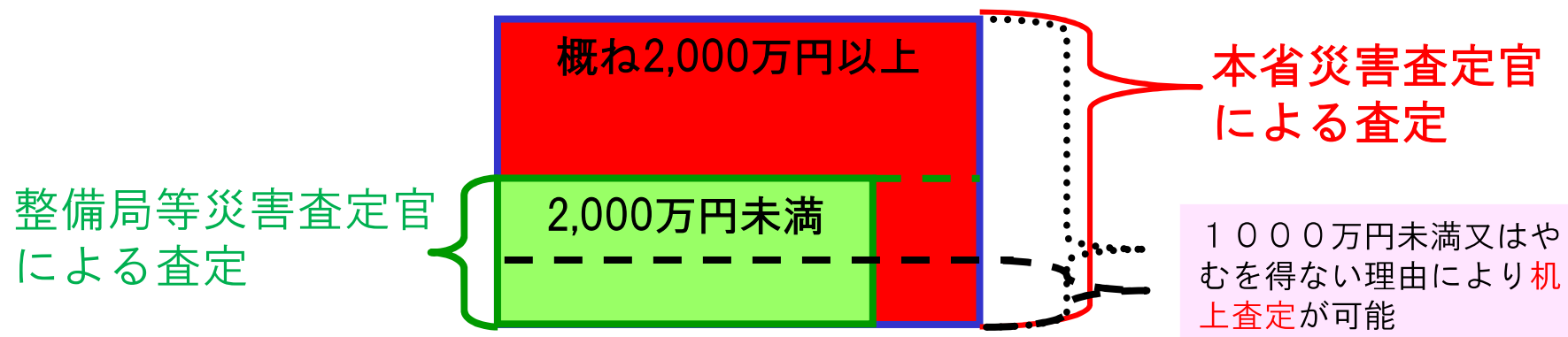


査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
護岸面積(m²) = l × L
盛土量(m³) = A × L

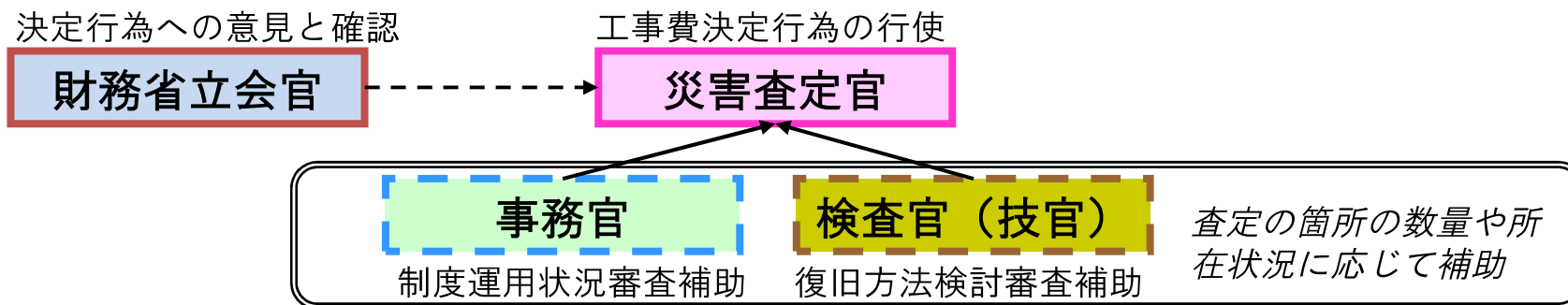
※ 航空写真は、[国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき](#)、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

申請に基づき主務大臣が災害復旧事業費の決定を行うにあたって、その基礎となる工事費を決めるために行う実地調査

○査定において決定する工事費に対応する査定様態

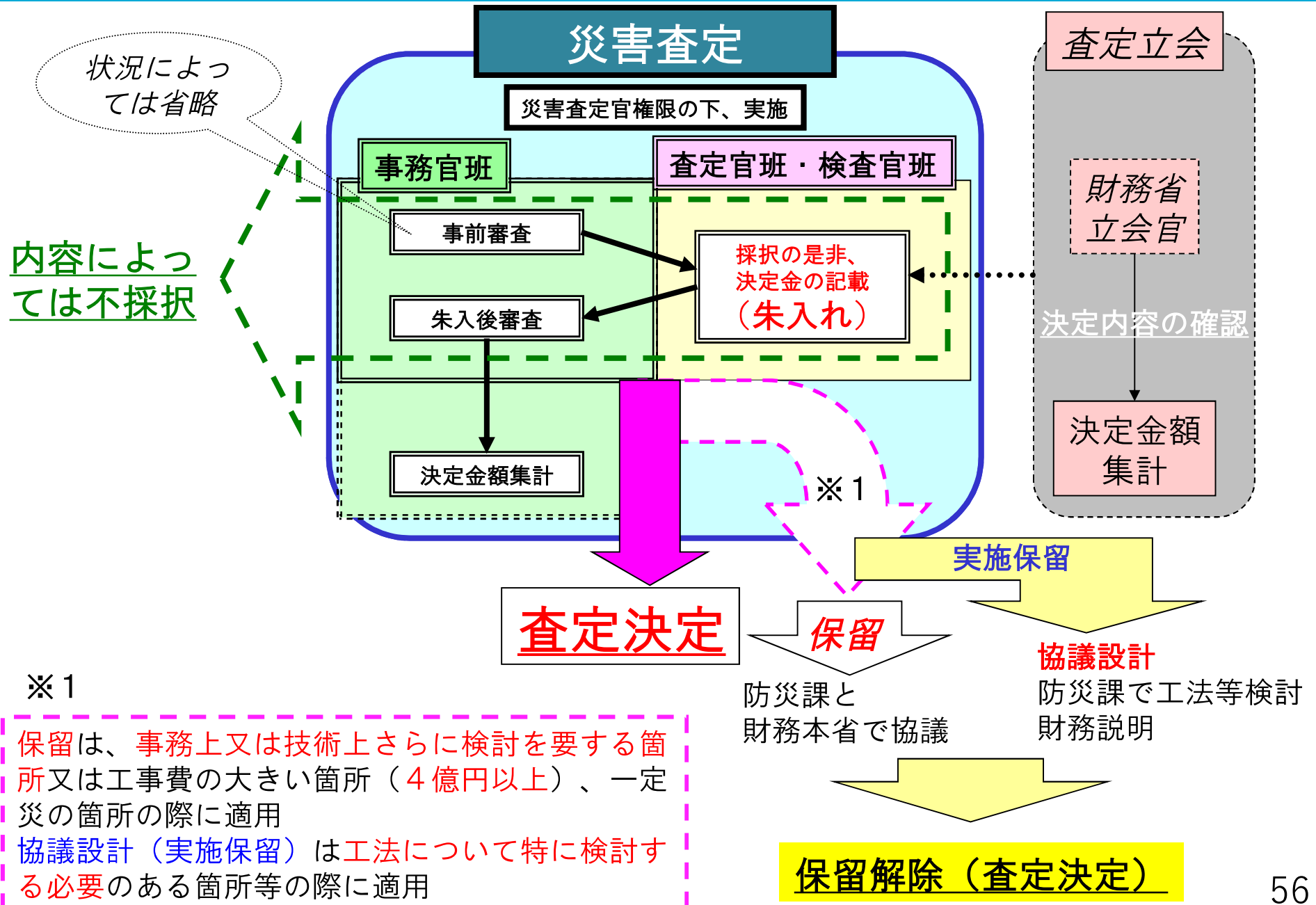


○査定体制



[留意点]

災害発生後2ヶ月以内に査定実施できるよう努め、適切かつ円滑な査定を図ること



- 災害復旧事業とは，被災箇所を原形に復旧することを目的。原形復旧とは，単なる元どおりだけではなく、従前の効用を復旧
- 不適當な場合には，形状，材質，構造を改良する等，従前と異なる施設形状で復旧することができる

—参考—

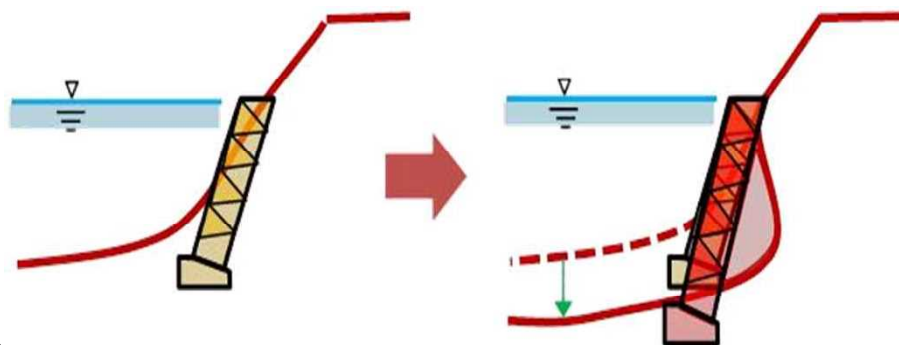
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号) (抜粋)
(定義)

第二条

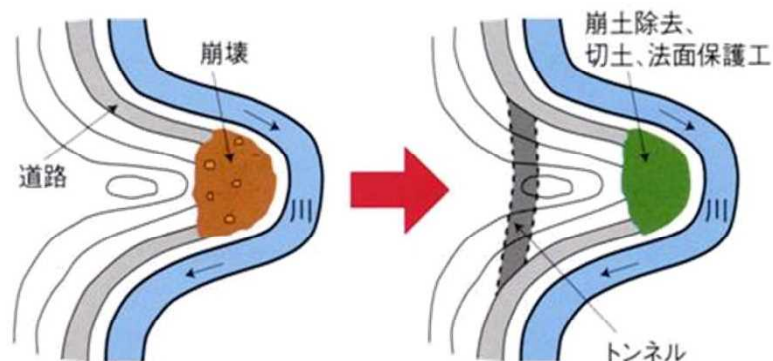
- 2 この法律において「災害復旧事業」とは，災害に因って必要を生じた事業で，災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ）ことを目的とするものをいう
- 3 災害に因って必要を生じた事業で，災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは，この法律の適用については、災害復旧事業とみなす

原形と異なる施設形状での復旧

- ① 広域の地盤沈下， 極端な河床の洗掘
 原形での復旧が不可能な場合
 → 従前の効用(防災機能など)を復旧



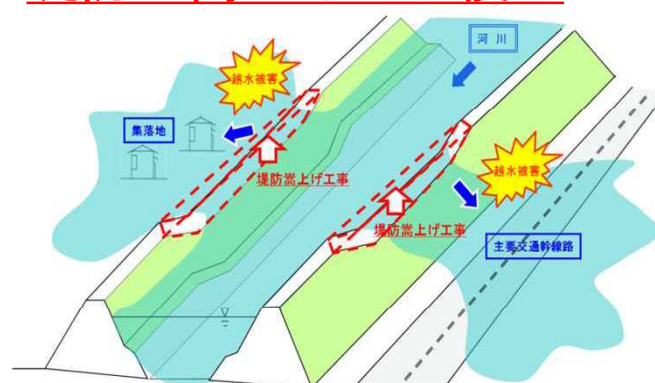
- ② 大規模な山腹崩落
 原位置での原形復旧が困難な場合
 → トンネルで復旧



- ③ 木橋が全橋被災
 原形での復旧が不適當である場合
コンクリート橋で復旧



- ④ 「越水被害」が発生， 背後地の集落、
 主要交通幹線路が浸水
 原形での復旧が不適當である場合
堤防を嵩上げて復旧



		位 置	形 状 ・ 寸 法	材 質
原 形 復 旧	原形復旧 *1	変更しない	変更しない	変更しない
	原形復旧不可能 *2	変更しない	変更できる	
原 形 復 旧 と み な す	原形復旧困難 *3	変更できる		
	原形復旧不適當 *4	変更できる（効用的に改良された施設を含む）		

*1：「原形復旧」は、位置、形状・寸法、材質を変えずに復旧。

*2：「原形復旧不可能」は、地形地盤の変動のため原形復旧では施設が被災前に有していた効用が復旧できない場合に、被災前の位置に形状・寸法、材質を変えて復旧。

*3：「原形復旧困難」は、原形復旧（原形復旧不可能含む）は可能ではあるが技術的又は経済的にみて著しく困難な場合に位置を変えて復旧。これに伴い形状・寸法、材質も合わせて変更する場合がある。

*4：「原形復旧不適當」は、原形復旧（原形復旧不可能含む）は可能ではあるが投資効果又は国民経済上等の観点から判断し、原形に復旧することが著しく不適當な場合に従前の施設（効用を含む）に代る施設を、位置、形状・寸法、材質のいずれかを変更して復旧。効用が改良される場合がある。

■ 原形復旧	[補助率 2 / 3]	(法二・2)
└ 原形復旧	被災前の位置に被災施設と形状寸法及び材質の等しい施設に復旧すること	(要綱第二・1)
└ 原形復旧	原形復旧不可能な場合に従前の効用を復旧するための施設をすること	(要綱第二・2・一)
└ 不可能	原形の判定が可能	(イ) 河床、海岸汀線、地形地盤の変動 (ロ) 道路の地形地盤の変動 (ハ) 天然の河川、海岸 (ニ) その他上記に類する工事
└ 不可能	原形の判定が不可能	付近の残存施設を勘案し被災後の状況に即応した工法による工事 (要綱第二・2・二)

■ 原形復旧みなし	原形復旧が著しく困難または不適当な場合にこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは法の適用について災害復旧事業とみなす	(法二・3)
└ 原形復旧	(イ) 地形地盤の変動、被災施設の除去 (ロ) 上記に類する工事の除去	(要綱第三・一)
└ 原形復旧	(イ) 地形地盤の変動 (ロ) 著しい埋没、埋没地形地盤の変動、被災施設の除去 (ハ) 水衝部、収れん部となる (ニ) 水衝部、収れん部でなくなる (ホ) 背後地に集落、主要交通幹線路等あり (越水させない原形復旧) (ヘ) 改修工事が近く施行される (ト) 被害甚大 (一定災) (チ) 越水、越波 (リ) 木橋の永久橋化 (ヌ) 橋梁の桁下高嵩上げ (ル) 災施設に接続する一連の施設の位置規模構造に合わせる (ヲ) 上記に類する工事	(要綱第三・二)

※R3「災害手帳」JP12～17参照

事前打合せとは

○地方自治体からの相談に対する事務的・技術的な助言

→ **現地査定の円滑化**

○事前打合せの対象箇所は申請者の判断に委ねられている

→ **打合せ対象として想定しているのは、**

- 1) **一定災**として申請する箇所
- 2) **査定前に緊急に施行**する必要がある箇所
- 3) ① **地すべり**防止施設 ② **急傾斜地**崩壊防止施設
- ③ **海岸保全施設**（離岸堤、消波工等の沈下に伴う補充のみの工事は除く）
- ④ **下水道**

- 4) 工事竣工後 1 年に満たない箇所（**未満災**）
- 5) 降雨又は**地すべり**に起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの
- 6) 要綱第 3 第 2 号ホの**越水させない原形復旧**を適用するもの
- 7) **橋梁災害**復旧工事（補強的な工事を除く）
- 8) **ダム**に係る災害
- 9) **流木の堆積**に係る災害
- 10) 特殊な災害（**落雷、竜巻**等）や特殊な構造物（**文化財**等）
- 11) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第 1 5 の 2 第 1 項（**保留**）に該当する箇所

※事前打合せはあくまでも査定前の打合せ

負担法適用対象事項としての**採択可否は査定により決定**される

- ▶ 公共土木施設が広範囲にわたって激甚な被災を受けた場合、**一定の計画**に基づいて復旧するもので、原形復旧とみなされ、河川等災害復旧事業の一部

【一定災の条件】

- ①被災が**広範囲**にわたっていること
延長で**概ね500m以上**（規定はない）
- ②被災程度が**激甚**であること



激甚な被災とは、完全決壊した延長が一定計画で復旧しようとする区間の**8割程度以上**であること（査定方針）

【一定災の特徴】

- ①国の補助率は**2/3以上**

注）一定災で申請するか、関連事業等で申請するか、仮に一定災で申請し不採択となった場合は、関連事業等への振り替えが不可能となるので、事前に十分な検討が必要

【留意事項】

- ①一定災で申請するか、助成もしくは関連事業で申請するか事前に決定
- ②下流区間への影響の確認

災害復旧事業の限界

「災害復旧事業」は、被災した施設を原形復旧
(従前の効用の復旧も可能と) するが



災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて災害箇所、あるいは、一連の効用を発揮するため未災箇所等を含めて改良復旧することにより
再度災害を防止する場合



改良復旧事業

- 未災箇所を含めた堤防の嵩上げ
- 未災箇所を含めた道路幅員の拡幅など

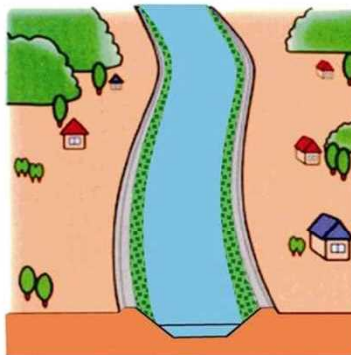
改良復旧事業

○被災箇所の災害復旧事業のみでは再度災害の防止が十分でない場合に、**被災していない箇所を含む一連区間において**、川幅を広げたり堤防の嵩上げなど、**施設機能の強化等を図る**事業

■河川の例
(被災)

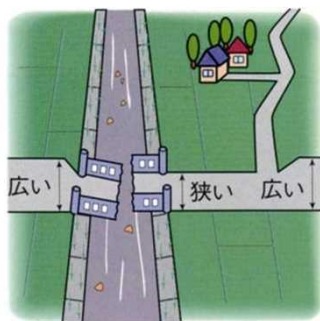


改良復旧

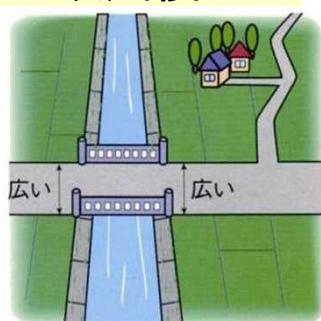


被災は部分的であるが、脆弱部や狭窄部を含む**一連区間で、川幅を広げたり堤防を嵩上げ**たりして、洪水防御機能を強化

■橋梁の例
(被災)

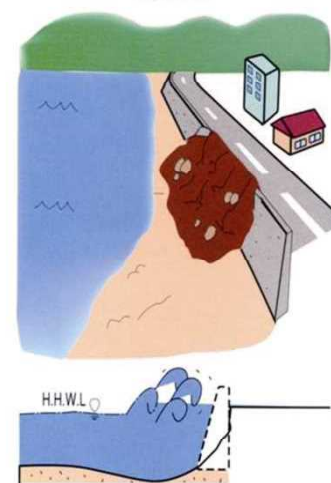


改良復旧

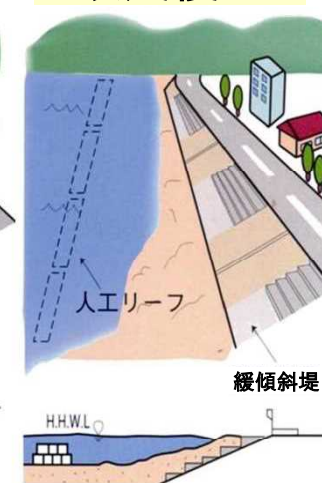


被災していない道路も含め**一連区間で道路幅を広げ**、交通機能を強化

■海岸の例
(被災)

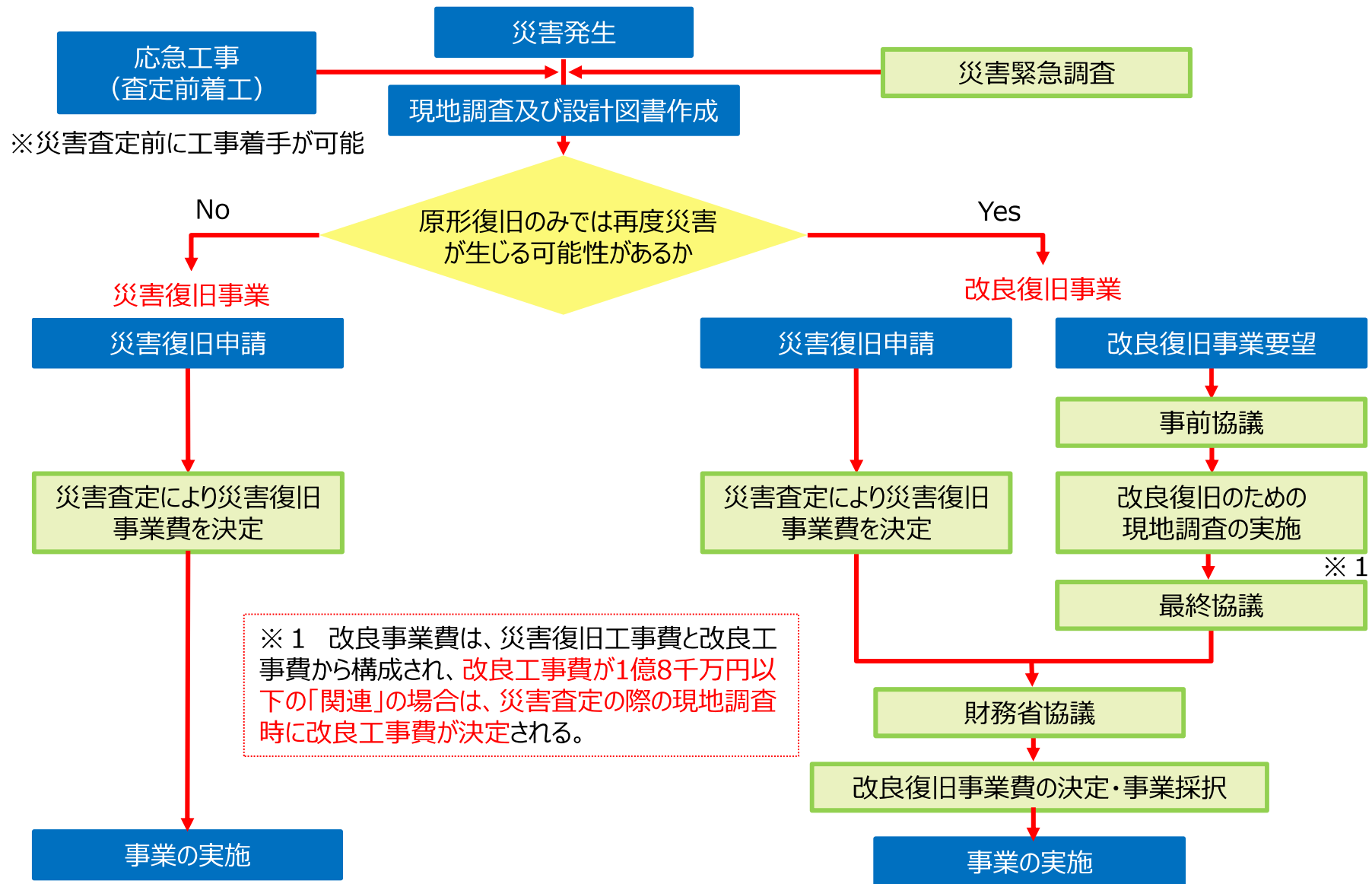


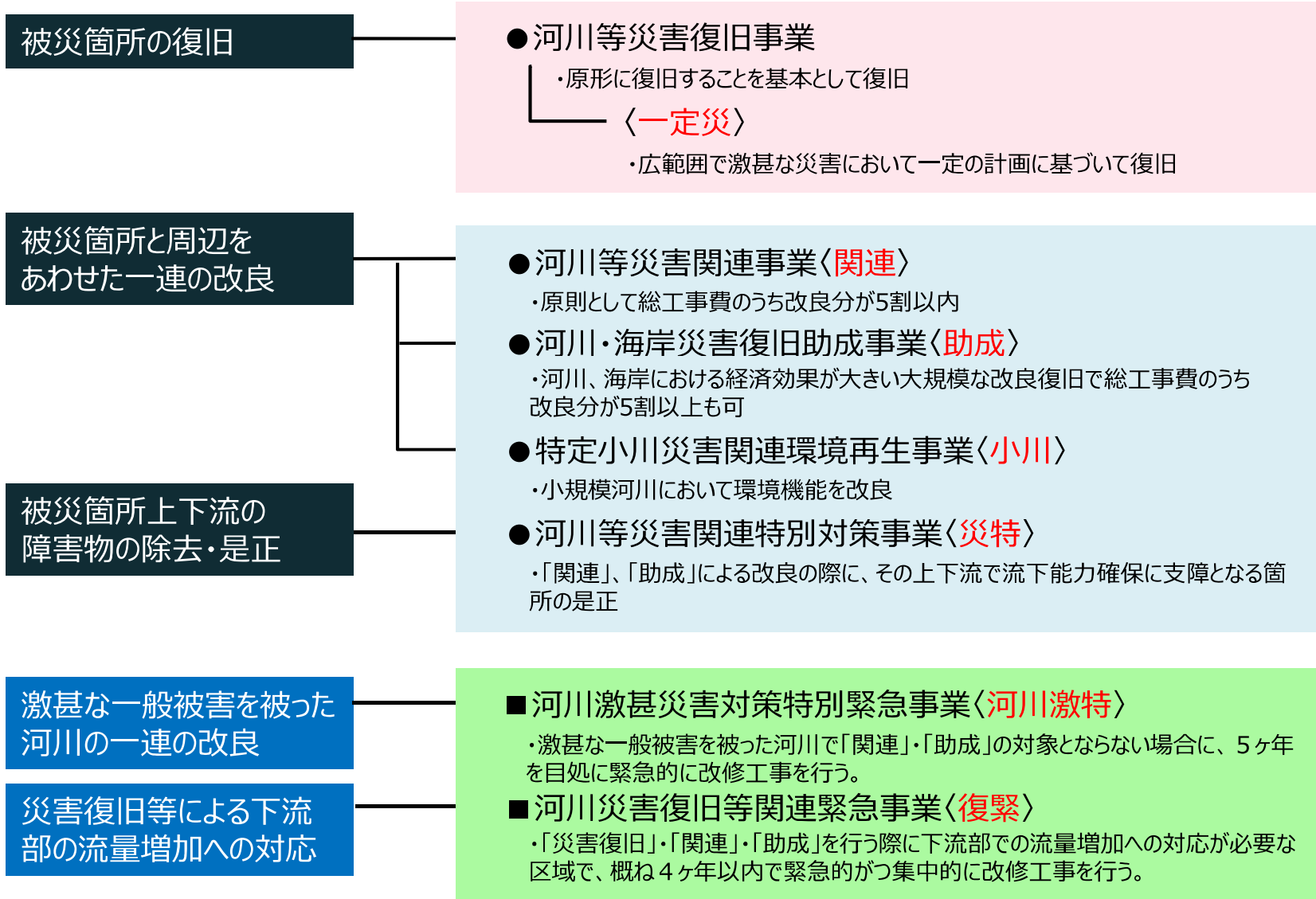
改良復旧



被災していない箇所を含めた**一連区間で、人工リーフを設置したり護岸を緩傾斜とする**ことで、海岸の防御機能を確保した上で、利用機能を強化

災害復旧事業及び改良復旧事業の流れ





河川又は海岸，砂防，地すべり，急傾斜地，道路，橋梁において，再度災害を防止するため，被災箇所あるいは未被災箇所を含む一連の施設について，災害復旧費に改良費（関連費）を加えて実施する改良事業

3年施工

採択基準（一般基準）

- ①総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として五割以下（1:1の原則）
- ②一箇所の災害関連工事費が
都道府県、指定都市：2,400万円以上
市（指定都市を除く）町村：1,800万円以上
- ③原則として他の改良計画がないもの
- ④災害関連事業によって得られる効果が大であるもの（効果比）

※一定計画に基づく事業は，上限6億円まで

災害関連工事費が1億8千万円以下は現地で決定、その他は本省間協議

河川等災害復旧助成事業

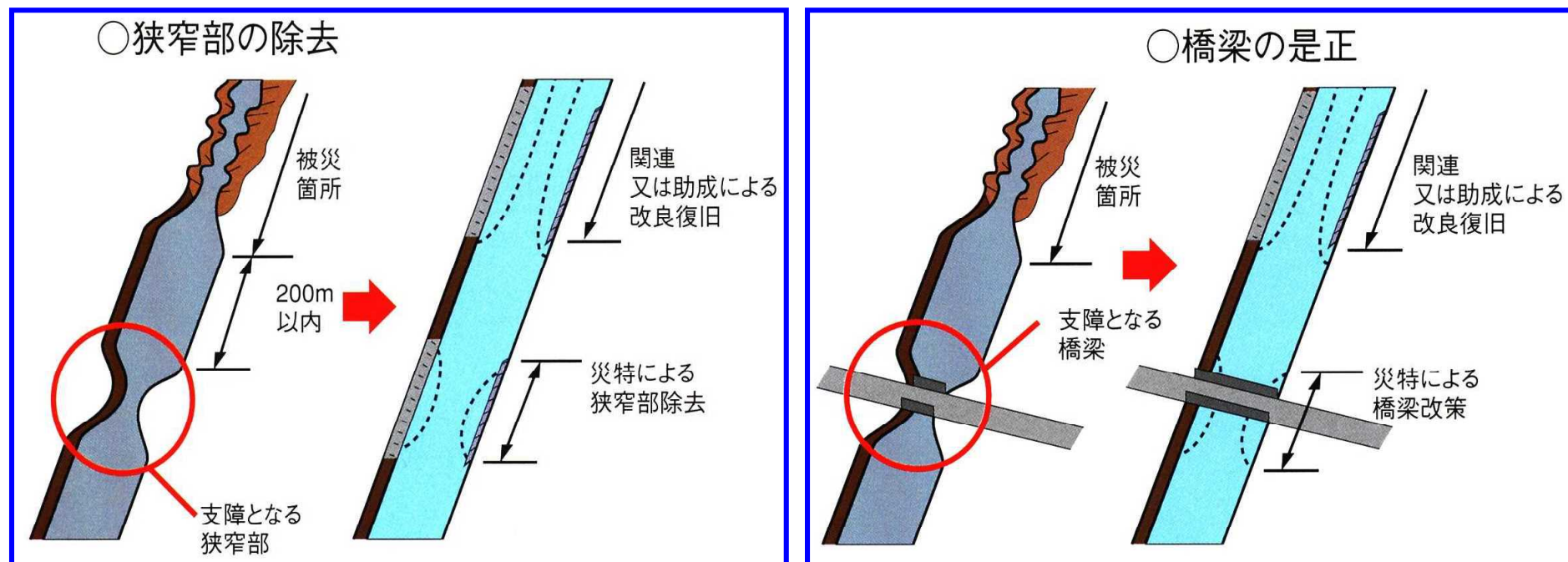
基本4年で施工 助成工事費が30億円を超えると5年施工

河川又は海岸において激甚な災害が発生した場合、再度災害を防止するため災害復旧費に改良費（助成費）を加え、一定計画のもと実施するものが河川等災害復旧助成事業

採択基準

- ①都道府県管理の一級河川（指定区間）、二級河川、都道府県、指定都市管理の海岸
- ②被害激甚で災害復旧工事のみでは十分な効果がないもの
- ③総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則5割以下で助成工事費が6億円を超えるもの
- ④原則として他の改良計画がないもの
- ⑤得られる効果が大であるもの
- ⑥上下流（前後）に悪影響を与えないもの

改良復旧事業による復旧効果の確保に 支障となる原因の除去



寄州、屈曲部などの自然の障害物、橋梁、堰等の工作物によってせき上げ

→ 改良復旧の効果の確保に支障

→ **障害物の除去・是正**